

ロシアによるウクライナへの侵略を非難する決議

令和4年2月24日、ロシア軍はウクライナへの侵略を開始した。この侵略は、ウクライナの主権と領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法の明白な違反であるとともに、国連憲章の重大な違反であり、到底容認できるものではなく、これを厳しく非難する。

ロシアの武力行使による一方的な現状変更は、断じて認められるものではなく、同国は、ウクライナに対する攻撃を即時停止し、部隊をロシア国内に撤収するよう強く求める。

また、我が国は核攻撃を受けた唯一の被爆国であり、プーチン大統領の核兵器使用を示唆する発言を断固として許すわけにはいかない。

政府においては、国際社会と連携し、日本国憲法と国連憲章に基づき、ウクライナを含むこの地域の緊張緩和と対話のために必要な外交措置を講ずるべきであり、ウクライナ国民に対する人道支援と戦果を逃れ避難する人々を難民として受け入れるよう求める。

また、エネルギー価格の高騰などによる国内経済への影響を最小限にとどめ、国民生活への影響の回避について万全を尽くすべきである。

よって、本市議会は、武力を背景にした一方的な現状変更に強く抗議し、核兵器の使用禁止を対外的に強く訴えるとともに、世界の恒久平和の実現と国際秩序の維持に向け、全力を尽くすことを強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月23日

座 間 市 議 会